

寄附金控除についてのご案内

社会福祉法人への寄附は、個人は所得税法の寄附金控除、法人は法人税法上の損金算入が出来ます。（措置を受けるためには、確定申告に際し、当会発行の領収書が必要となります！）

1 個人の場合（所得税法 第78条第2項第3号該当）

☆ 社会福祉法人に対する寄附金は、所得税法上、寄附金控除の対象となる指定寄附金に該当します。下記の金額を限度に、確定申告によって、寄附金控除が受けられます。

（控除額の計算方法）

その年中に支出した特定寄附金の合計額と、年間所得の40%相当額のうち、いずれか少ない方の金額	－	2千円	=	寄附金控除の額
--	---	-----	---	---------

※ 例えば、年間所得が500万円の方が、50万円を社会福祉法人に寄附した場合、49万8千円の寄附金控除が受けられます。

500万円 × 40% > 50万円 → いずれか少ない方 50万円
50万円 － 2千円 = 49万8千円 が寄附金控除額です。

寄附金は貴重な自主財源です！

地域の福祉向上のための取り組みや、広報活動、福祉団体等への支援等に使われています。みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします！



2 法人の場合（法人税法 第37条第1項・第4項該当）

☆ 社会福祉法人に対する寄附金は、法人税法上、下記の限度内において、損金算入が出来ます（平成24年4月1日法人税法改正）

① 一般寄附金の損金算入限度額（法人税法第37条第1項該当）

（控除額の計算方法）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{期末資本金等の額} \times 2.5/1,000 \times \text{当期の月数}/12 + \\ (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times 2.5/100 \end{array} \right\} \times 1/4$$

※ 上記の一般寄附金損金算入限度額は、社会福祉事業を含めあらゆる寄附について損金算入が認められている限度額です。

② 社会福祉法人等に対する特増寄附金の損金算入限度額

（法人税法第37条第4項該当）

（控除額の計算方法）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{期末資本金等の額} \times 3.75/1,000 \times \text{当期の月数}/12 + \\ (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times 6.25/100 \end{array} \right\} \times 1/2$$

※ 社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等特定公益法人に対する特増寄附金については、上記①の一般寄附金の損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には、確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14（2）の「寄附金の損金算入に関する明細書」（用紙は税務署にあります。）を添付してください。（平成24年4月1日適用）

③ ①と②の損金算入

したがって、仮に資本金3,000万円、法人所得2,000万円の法人が、社会福祉法人に寄附を行う場合の損金算入限度額は、一般寄附金の損金算入限度額143,750円、別枠である特増寄附金損金算入限度額681,250円となります。

なお、一般寄附金損金の枠の残りがあればこれを特増寄附金損金算入限度額に加えることができます。

なお、法人におかれては、損金算入に必要な損金経理をお願いいたします。

※ 上記の措置を受けるため、確定申告に際して領収書が必要になりますので、相当期間大切に
ご保存ください。

※ 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会 法人管理課 総務係

〒206-0032 東京都多摩市南野3-15-1

電話 042-373-5611

FAX 042-373-5612